

違法情報ガイドライン追記案

2-1-8 違法オンラインギャンブル等関係

(1) インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等¹に誘導する情報を発信する行為（ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第9条の2第1項第2号）

次の①及び②を満たす場合には、インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為に該当する情報と判断することができる²。

- ① 違法オンラインギャンブル等に誘導する情報であると認められる場合
下記のいずれかに該当する場合
- 違法オンラインギャンブル等ウェブサイトの URL 等³又は違法オンラインギャンブル等プログラムをダウンロードできる URL 等が掲載されている場合
 - 実在する違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムの名称と、以下の例のような利用を促す又は利用が可能であることを示す表現（画像等を含む。）が一体として記載されている場合
例えば、「賭けよう」、「プレイしよう」、「始めませんか」、「登録はこちらから」、「今なら無料」、「『〇〇（サイト名）』で検索」、「カジノができます」、「利用可能」、「日本語対応」、「おすすめ」、「ランキング〇位」、「最新オンラインカジノ」、「入金不要ボーナス」、「初回入金ボーナス」、「プレイ体験」など
 - 違法オンラインギャンブル等の無料版ウェブサイトで、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトの URL 等が掲載されるなど、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトへの誘導がある場合
 - 上記3項目の記載等がなされているウェブサイト等の URL 等が掲載されるなど、当該ウェブサイト等への誘導がある場合
- なお、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るために情報を発信する場合等、違法オンラインギャンブル等に誘導する意思がないと認められる場合は、これに該当しない。
- ただし、「オンラインカジノは違法であり、この投稿は利用を勧めるものではない」等と記載されている場合であっても、当該投稿や前後の投稿内容その他関連する情報（アカウント名等）と照らし合わせることによ

¹ 「違法オンラインギャンブル等」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるものをいう。したがって、オンライン上で、法律の定めるところにより行われる公営競技についてはこれに当たらない。

² 国内にある者に対して違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するウェブサイト又はプログラムを提示した場合も、関係法令に違反し得る（ギャンブル等依存症対策基本法第9条の2第1項第1号）。

³ URL 等とは、短縮 URL、ハイパーリンク、QR コード等を含む。

て、違法オンラインギャンブル等に誘導する情報であると認められるときは、これに該当する。

② 国内にある不特定の者に対して誘導する情報を発信していると認められる場合

○ 不特定の者が当該ウェブサイトを開覧できる状態となっている場合かつ

○ 日本語で記載されている場合、日本語が用いられていなくとも国内にある不特定の者が理解可能な態様で記載されている場合等、日本国内にある者を対象としていると判断できる場合

なお、誘導する情報そのものから、国内にある不特定の者に対して誘導する情報であると直接的に判断できない場合であっても、誘導の対象となっている違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムが、国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為に該当する情報と認められる場合には、「日本国内にある不特定の者に対して誘導する情報を発信している」と認められる。